

次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、栃木県財務規則第 161 条の 2 第 1 項の規定により公表する。

令和 8（2026）年 3 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 契約の内容

- (1) 業 務 名 機密文書処理業務
- (2) 業務内容 別紙「機密文書処理業務内容」のとおり
- (3) 処理予定日数 19 日程度
- (4) 処理予定数量 54,600kg 程度
- (5) 履行期間 令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで
- (6) 履行場所 栃木県庁（栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号）
本館及び別館のうち、県が指定する場所（本館北側大型車指定駐車場等）
- (7) 契約方法 1 kg 当たりの単価契約

2 契約の相手方の選定基準

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 28 項に規定する地域活動支援センター、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）であること。
- (2) 別紙「機密文書処理業務内容」に示す業務を履行できる能力等を有する者であること。
- (3) 破碎処理後、紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。（製紙工場等の再生取扱業者と提携していること。）
- (4) 過去 3 か年以内に機密文書処理業務を履行した実績を有する者であること。
- (5) 当該施設の所在地が、栃木県内にあること。

3 申込方法

- (1) 見積書及び上記 2 についての確認書（別紙 3「機密文書処理における確認書」のとおり）を次に示すとおり提出すること。
 - ア 提出期限 令和 8（2026）年 3 月 30 日（月） 午後 4 時
 - イ 提出場所 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県会計局会計管理課 物品調達室
E-mail : kaikei-b@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 見積書には、機密文書 1 kg 当たりの単価（消費税等を除く）を記載すること。
なお、見積単価は整数止めとし、小数点以下は記載しないこと。
- (3) 指定された期限及び場所までに到着しない場合及び記載事項が不明瞭で判読できない場合等については、当該見積書はこれを無効とする。

4 契約の相手方の決定方法

上記 2 の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

5 契約書の作成について

機密文書処理業務単価契約は、契約書を作成し締結する。

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（契約者と決定した者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。

契約締結には、栃木県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、契約者と決定した者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、契約者と決定した者は、契約締結に利用するメールアドレスが必要であるため用意すること。

6 その他

(1) 同一の最低価格見積りが2者以上の場合は、くじにより契約者を決定する。

(2) 代金は、処理する課ごとに、処理数量（小数点第2位を切り捨てとし、小数点第1位までとする。）に契約金額（単価）を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を栃木県に請求すること。ただし、消費税等に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 令和8（2026）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この契約の変更を行うことがある。

7 問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県会計局会計管理課 物品調達室

電話：028-623-2091

（会計局会計管理課）